

# 教職員人間ドック等の新規契約に係る健診機関審査実施要領

## (審査の目的)

- 1 この審査は、公立学校共済組合神奈川支部（以下「神奈川支部」という。）が健診機関と教職員人間ドック等の契約を新規に契約するにあたり、当該健診機関が、組合員の健康保持を図るための人間ドック等を適切に実施できるか、次の項目について判断することを目的とする。
  - (1) 組合員の地域的な利便性及び健診の受入時期を考慮して、有用であること
  - (2) 屋内環境や医療設備等が充実していること
  - (3) 組合員が健診結果を参考にし、その後の適切な治療を受けられること
  - (4) 当該年度の「教職員人間ドック等仕様書」及び「教職員人間ドック等事業の手引き」を参考に次年度から実施することが可能であると認められること

## (審査の方法)

- 2 神奈川支部は、健診機関から教職員人間ドックの新規契約申出により、次の方法で審査を行う。
  - (1) 提出書類  
別紙1「教職員人間ドック等調査票（新規健診機関記入用）」  
別紙2「教職員人間ドック等検査項目表」
  - (2) 審査  
神奈川支部は、健診機関から提出された書類に基づき施設訪問を行う（別紙3）。その後、受託の可否について審査を行う。

## (結果報告)

- 3 審査の後、健診機関へ契約可否の結果を通知する。

平成27（2015）年11月18日 作成

平成29（2017）年9月27日 改正

令和5（2023）年7月31日 改正